

【資料E】 沼田東連合町内会デジタル推進委員会規約

(名称)

第1条 この会は、沼田東連合町内会デジタル推進委員会(以下「本会」という。)と称する。

(組織)

第2条 本会は、沼田東連合町内会の住民をもって組織する。

2 本会は各部・委員会及び町内会より推薦された推進委員で構成する。

(目的)

第3条 本会は、町内会や連合町内会の運営をデジタル技術を活用して側面より強化推進しホームページ等を活用した情報発信等を行い、地域の活性化を計る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホームページ等の企画運営
- (2) 情報機器の操作支援講習会や研修会
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会議)

第5条 本会にデジタル推進委員会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、本会の最高決議機関であって、デジタル推進委員をもって構成し、委員長が必要と認められた時に招集する。

3 会議の議長は、委員長が行う。

4 会議は、過半数の出席により成立し、その議事は、出席者の過半数の同意により決する。

5 次の事項については、会議に附議しなければならない。

規約の変更、行事計画、その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、会議において選出する。

(役員任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 委員長は、本会を代表し会務を執行する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代理する。

3 会計業務は委員長が兼務する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会議の承認を得て委員長が委嘱する。

2 顧問は、会議に出席して助言することができる。

(経理)

第10条 本会の経理は、次にあげる収入をもって充てる。

沼田東連合町内会の活動費、補助金

(会計)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

1 この規約は、令和年6月1日から施行する。